研究費から旅費・人件費・謝金の支給を受ける方へ

科研費等の公的研究費は国民の税金を原資としているものであり、教育研究費は学生生徒等納付金や私学助成金、共同研究費及び受託研究費は企業や自治体等からの資金が原資となっています。研究者は倫理的責任のもと、これらを日々適正に使用しています。

研究費から旅費・人件費・謝金の支給を受ける方にもご理解いただきたい基本的なルールや相談窓口・通報窓口は次のとおりですので、ご確認ください。

基本的なルール

◆旅費

交通費、宿泊費の支出基準

＜国内旅費＞

交通費	宿泊費
（１）運賃（定期券利用区間を除く） （２）急行券、座席指定券並びに B 寝台券 （３）特急券（５０km を超える場合のみ支給） （詳細は「出張旅費規程」別表を参照） （４）航空機の利用は、エコノミークラスの実費 （５）タクシー・レンタカー（使用理由を明記）	上限１２，０００円 （実費支給）

＊交通費は、出発地（定期券利用区間を除く）を基点に、路程に応ずる最短距離または、最低金額の交通費により算出し、原則、切符料金を支給します。
但し、IC 料金を請求した場合には請求通り支給します。

＊海外旅費は別途定められていますので、お問い合わせください。

◆人件費

時給の支出基準　　＊10 月 1 日以降の時給額は規程改正予定額

業務内容	時給 （2026 年 10 月 1 日以降）	時給 （2026 年 9 月 30 日まで）
① 資格を必要とする仕事	1,440 円	1,390 円
② ティーチング・アシスタント （本学大学院生）	1,290 円	1,240 円
③ 一般事務	1,300 円	1,250 円
④ 学生アルバイト（本学在学生）、 事務補助	1,280 円	1,230 円

※学生へのアンケート・インタビューの謝礼は、謝金として支給します。

＊深夜業務（22 時から 5 時）は、勤務の方法に関わらず原則認められていません。

雇用上の留意事項

①雇用期間は、研究期間の長短に拘わらず最長で 5 ヵ年度です。

②1 日の実労働時間は原則として 7 時間以内です。7 時間を超える勤務が必要となったときは「勤務時間表」の備考にその旨をご記載ください。
なお、6 時間を超える勤務の場合は、所定の休憩時間が付与されます（6 時間を超える場合は 45 分、8 時間を超える場合は 1 時間）。

③週の勤務時間（実働）は 32.5 時間以内です。

④通勤手当は、給与支払日における 1 か月定期券実費又は前月 1 日から月末までの実出勤日数分の往復運賃実費のいずれか安価な方を支給します（学生アルバイトで定期券がある場合は支給しません。）。

⑤一定の雇用条件、労働日数に応じて年次有給休暇が発生します。年次有給休暇の日数は、被用者に交付する「パートタイマー雇用契約書」に記載しますので、ご確認ください。

⑥雇用契約は年度単位となります。

⑦既に本法人で勤務されている方（ＴＡや他所属パートタイマー等）を研究費等で雇用することはできません（重複雇用禁止）。

⑧パートタイマーで週 20 時間以上などの要件を満たす場合は、社会保険（雇用保険・私学共済）が適用されますので、契約時にご確認ください。

給与支給について

給与は現金・振込のいずれかで支給します。

個人番号（マイナンバー）について

「個人番号（マイナンバー）」の収集は、提出対象者に対してのみ人事課が行います。各研究者から収集することはありません。

◆報酬・謝金

報酬	①翻訳料、通訳料、原稿料、デザイン料　等 ②講演・シンポジウム等の講師料
謝金	アンケート回答・インタビュー・被験者への謝金（金券を含む）。

＊交通費は支出対象外です。（海外研究者招聘経費を除く）

＊学内の事務部門等他に所属しているパートタイマーには、重複雇用禁止の観点から、謝金をお支払いすることができません

＊本学学生へのアンケートやインタビューに対する謝金は、金券（クオカード・図書カード等）で支払います。上限は、1 回（1 日）の協力につき 2,000 円です。授受が分かる本人手書きのクオカード明細書の記入にご協力ください。

個人番号（マイナンバー）について

「個人番号（マイナンバー)」の収集は、提出対象者に対してのみ人事課が行います。各研究者から収集することはありません。

源泉税について

所得税法第 204 条で定める報酬・料金等に該当する場合は、以下のとおり、源泉税を徴収します。

①日本国内居住者（１年以上）源泉徴収 10.21％

②日本国内非居住者　　源泉徴収 20.42％

窓口

■研究に関する事務手続き・研究費等に関する規程等の相談窓口

大学事務部　学術研究支援課

TEL：042-742-2734、MAIL：research＠mail2.sagami-wu.ac.jp

■研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた場合の苦情・相談・告発等の通報窓口

内部監査室

TEL：042-742-2546、FAX：042-742-7322、MAIL：koueki＠mail2.sagami-wu.ac.jp

＊告発等の内容については守秘義務を守り、告発者の保護を徹底します。

匿名でも通報できます。

以上